

固定資産税・相続税等の負担軽減を求める要望書

アメリカの金融危機に端を発する世界経済の変動は、わが国経済にも大きな影を落としております。景気後退局面を受けて上昇傾向にあった都内の地価は下落に転じています。しかしながら、固定資産税の算定基準となる地価は上昇したと評価されており、実勢価格と裏腹に税負担が増える事態が生じかねません。

特に、都心中央区は全国トップクラスの地価であり、過重な税負担は区民生活や区内四万四千事業所の大半を占める中小零細事業所の事業継続に大きな影響をもたらします。これまで、固定資産税・都市計画税の負担水準を都条例により引き下げる一律減額制度など数々の軽減措置が取られてきたとはいえ、抜本的な改善に至らない状況であります。

相続税についても、小規模宅地に係る軽減措置や相続時精算課税制度の導入、数次にわたる最高税率の引下げなど数々の措置が講じられてまいりましたが、税負担が重いことに変わりはありません。相続に伴う課税割合は中央区は全国平均の約三倍であり、しかも増加傾向にあります。また、政府税制調査会の答申をはじめ、格差社会問題に対処する観点から課税強化の動きもみられ、今後の議論によつては、さらなる区民負担の増加が懸念されます。

重い税を負担しながらも住み働き、次の世代に資産や事業の継承を願う区民の声は切実なものがありません。また、日本経済の牽引役である都心の活性化とともに、深刻化する景気低迷に対する浮揚策としても、税負担の軽減や適正化が必要不可欠であります。

私たちは、固定資産税・相続税が、都心区の区民・事業者の負担実態に即して、納税者として納得できる水準となるよう、左記事項の実現を強く要望します。

記

一、固定資産評価の引下げや評価方法の改善など現行制度の抜本的な改革を図り、地価と税負担の関係を明確にすること及び時限措置として設けられている条例による一律減額制度を恒久的制度として位置づけること。

一、相続税について、居住・事業継続に最低限必要な小規模宅地等を非課税とするとともに、さらなる税率の引下げ等の軽減措置をとること。また、制度の見直しにあたっては、都心居住者の税負担の実態を踏まえ、慎重に議論をすすめること。

平成二十年十二月十五日

中央区長 矢田美英

中央区議会議長 今野弘美